

「デジタルな形態を含む新たな教科書」の 導入に向けた制度改革について

令和8年10月5日
文部科学省初等中等教育局教科書課

1. 制度改革の概要

デジタルな形態を含む新たな教科書の導入に向けた制度改正のポイント

今後の教科書の在り方

[中教審 デジタル教科書推進WG 審議まとめ (R7.9) など]

- ◎ 現在は、学校での使用義務や検定・採択・無償給与（義務教育）等の対象となるのは紙の教科書のみ
point

今回の制度改正目的は、これまでの紙中心の学習環境に、デジタルの特性が生きる学習においてデジタルを取り入れ、児童生徒の学習効果を高めること（デジタル化自体が目的ではない）。

- 
- ★ これまで紙だけが認められていた教科書にデジタルの良さを取り入れることを可能とすることにより、児童生徒にとってより分かりやすい教科書へ
 - ★ デジタルな形態を含むものも「教科書」として位置付け、使用義務や検定・採択・無償給与等の対象に



使用義務、無償給与、著作権等に関し、学校教育法などの制度改正を実施（令和8年6月）

大臣指針・検定での対応

制度改正後の「デジタルな形態を含む新たな教科書」について、

- 教科特性や児童生徒の発達段階等を踏まえ、発行・使用に当たっての指針（大臣決定）を国が速やかに策定
- 検定調査審議会において新たな教科書に対応した検定の仕組みを整備

導入時期

次期学習指導要領の実施に合わせて導入

趣 旨

情報通信技術の進展に鑑み、**教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図る**ため、小学校等において**デジタルな形態を含む教科書の使用を可能とする**とともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の一部改正

- ① 小学校、中学校、高等学校等の授業で**使用しなければならない「教科用図書」**について、紙媒体に限定している「教科用図書」という現行規定を改め、**デジタルな形態を含み得るよう、新たに「教科書」を規定する。**【第34条第1項関係】
- ② ①に伴い、「教科用図書」の内容を電磁的に記録した「教科用図書代替教材」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、「教科用図書」に代えて「教科用図書代替教材」を使用できる制度を廃止する。【第34条第2項関係】
- ③ 特別支援学校や高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、デジタルな形態を含む教材を使用できることとする。【附則第9条関係】

2. 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

- **教科書発行義務や保証金の制度等について、デジタルな形態を含む新たな教科書の発行に対応するために必要な措置を講ずる。**【第10条、第13条関係】

3. 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

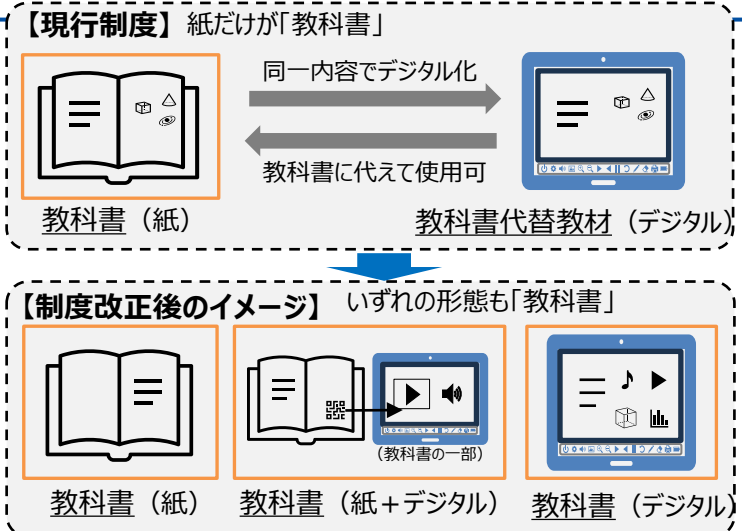
- ① **デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする。**【無償法第1条第1項・無償措置法第2条第2項関係】
- ② デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする措置について必要な事項を定める。【無償措置法第3条から第9条まで関係】

4. 著作権法の一部改正

- デジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用等に伴い、**音楽や動画を含む著作物等の公衆送信等の利用に係る権利制限の拡充等の措置を講ずる。**【第33条、第33条の2、第102条関係】

5. その他

- 文部科学省著作教科書の著作権等に関する法律、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律について、デジタルな形態を含む新たな教科書の使用、発行及び無償措置に関して必要な措置を講ずる。



施行期日

令和9年4月1日

教科書制度の見直しの方向性（イメージ）

同一の内容をデジタル化

現行制度



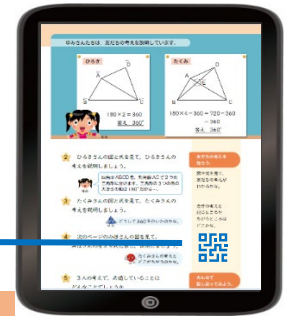
教科書（紙）

リンク



オンライン教材

リンク



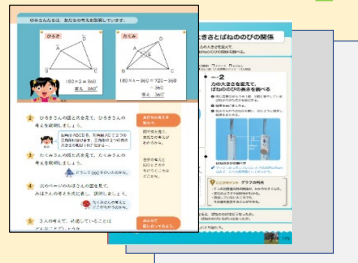
教科書代替教材
（デジタル）

併用

制度改正により、形態に関わらず全て正式な教科書として位置付け
（検定・採択・使用義務・無償給与（義務教育）・定価認可等の対象に）

異なる内容・構成が可能。教科書発行者が最適な形態を判断して制作

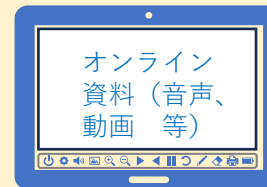
制度改正後



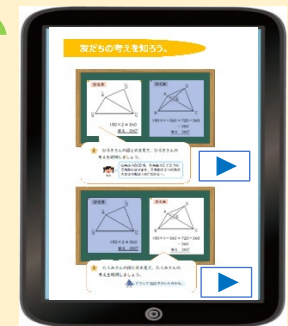
紙媒体のみの教科書



ハイブリッドな形態の教科書



教科書の一部



デジタル媒体のみの教科書

2. 大臣指針の策定

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議における主な論点①

大臣指針検討会議の設置

制度改正後の「デジタルな形態を含む新たな教科書」について、

- 教科特性や児童生徒の発達段階等を踏まえ、発行・使用に当たっての指針（大臣決定）を国が速やかに策定

主な論点

- ①教科書として紙だけでなくデジタルな形態も可能となった場合、
学校種や学年段階、教科の特性などに照らし、採択権者の意向も踏まえて、
教科書の形態のあり方についてどのように考えるか。
- ②これまでの教科書代替教材の活用実績や実証研究から窺われる、
学習への使用における紙・デジタルの特性を踏まえて、
紙が効果的な学習場面、デジタルが効果的な学習場面についてどのように考えるか。
- ③認知科学や発達心理学などの知見も踏まえて、
児童生徒の発達段階とデジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用との関係をどのように考えるか。
- ④デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、授業等でのPC・タブレット等の活用場面が
増加することが考えられるが、児童生徒が学習目的以外のことに使用したりすることのないよう、
次期学習指導要領の検討も踏まえつつ、情報活用能力の育成強化の観点も含め、どのような対応が必要
と考えるか。

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議における主な論点②

- ⑤授業等での PC・タブレット等の活用場面が増加することにより、
児童生徒が「手書き」する場面が減少するとの懸念についてどのように考えるか。
- ⑥デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、
児童生徒の視力低下など健康への影響をどのように考えるか。
- ⑦諸外国における教科書へのデジタル活用をめぐる動向についてどのように考えるか。
- ⑧次期学習指導要領における基本的方向性として示されている教科書の在り方（内容の精選や教材との役割分担）を実現するために、デジタルな形態を含む新たな教科書の導入に合わせて、
教科書の発行者と採択権者双方にどのようなことを示していくか。
また、その上でデジタル教材との円滑な連携をどのように確保していくか。
- ⑨教科書の制作・発行、採択、使用において、発行者や採択権者などに過度な負担が生じないよう、
どのようなことに留意すべきか。
- ⑩デジタルな形態を含む教科書を採択し、
円滑に使用していくために学校の ICT 環境や支援体制に関してどのようなことに留意すべきか。

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議 委員名簿

【座長】

堀田 龍也 東京学芸大学副学長、教職大学院教授

【座長代理】

中川 一史 放送大学教授

【委員】（50音順）

市川 裕二	全国特別支援学校長会顧問、東京都立立川学園統括校長
内田 隆志	全国高等学校長協会顧問、東京都立青山高等学校統括校長
岡本 章宏	一般社団法人教科書協会デジタル化専門委員会委員長、教育出版株式会社DX事業開発本部本部長
工藤 和志	全日本中学校長会総務副部長、東京都葛飾区立青葉中学校校長
柴田 博仁	群馬大学大学院情報学研究科教授
高瀬 智子	全国連合小学校長会調査研究部長、福生市立福生第一小学校校長
田邊 俊治	全国市町村教育委員会連合会会長
野澤 祥子	東京大学大学院教育学研究科特任教授
松下 妙子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会前副会長、特定非営利活動法人ふじみ子育てネットワーク代表、 野外保育森のいえぼっち園長
松谷 茂	日本私立中学高等学校連合会常任理事、学校法人文化杉並学園理事長
森 達也	一般社団法人日本図書教材協会副会長
山口 英司	茨城県教育庁学校教育部長
弓倉 整	公益財団法人日本学校保健会専務理事

指針検討会議のスケジュール

~~第1回 4月10日(金) 14:00~16:00~~ **済**

(主な議題)

- ・現状と今後の方向性について
- ・主な論点について

~~第2回 6月18日(木) 10:00~12:00~~ **済**

(主な議題)

- ・国会における審議結果と主な御指摘等について
- ・制度整備の全体像について
- ・今後の審議事項 & スケジュールについて
- ・紙・デジタルがそれぞれ効果的な学習場面について【論点②】
(事務局説明、委員ヒアリング)

~~第3回 7月16日(木) 15:00~17:00~~ **済**

(主な議題)

- ・紙・デジタルがそれぞれ効果的な学習場面について【論点②・⑧】
(委員・外部有識者ヒアリング)
- ・健康への影響について(委員ヒアリング) 【論点⑥】
- ・教科書の形態に関する意向調査の結果について【論点①】

~~第4回 8月3日(月) 10:00~12:00~~ **済**

(主な議題)

- ・児童生徒の発達段階について【論点③】
(委員・外部有識者ヒアリング)
- ・健康への影響について(外部有識者ヒアリング) 【論点⑥】
- ・学力等への効果・影響、諸外国の動向について【論点⑦】
- ・学習活動における「手書き」の重要性について【論点⑤】

~~第5回 8月18日(火) 10:00~12:00~~ **済**

(主な議題)

- ・教科書の形態の在り方について【論点①~③】
(事務局説明、委員ヒアリング)
- ・採択、発行等の負担軽減について【論点⑧・⑨】
- ・障害等による学習上の困難の軽減について

→今後も検討会議を開催の上、秋ごろ取りまとめ予定

教科書の形態に関する意向調査結果のポイント

◎ 全学校種・全教科を通じて、ハイブリッドな形態の教科書を望む回答が最多。

※ハイブリッドな形態の教科書を望む割合：（小学校）88.3%、（中学校）86.3%、
（高等学校）78.4%

（参考）

段階	調査対象	回答率	回答数/ 対象数
小中	教育委員会	71%	1572/1838
	国私立学校等		784/1499
高校	国公立学校	81%	3901/4819

ハイブリッドな形態の教科書について、

- 小学校低学年・中学年では、全ての教科に渡って、ほぼ紙か紙の方が多いものを望む回答の割合が多い
- 小学校高学年や中学校では、デジタルの割合が半分程度以上のものを望む回答が多く見られる教科も存在

例）小学校高学年・中学校の英語・実技系教科

- 紙とデジタルの使い分けの考え方については、学校種・教科によって様々だが、学習内容（単元）、学習過程・活動場面の特征に応じて使い分けるのが望ましいという回答が多い傾向

◎ 小学校低学年・中学年では、いずれの教科についても、全てがデジタルの教科書を望む回答の割合は少ない 小学校低学年では、教科によっては、全てが紙の教科書を望む回答が一定割合存在（10%以上）

※小学校低学年・中学年の各教科（種目）のうち、全てがデジタルの教科書を望む回答割合が10%を超えるのは小学校中学年の図画工作のみ。それ以外は全て10%未満

※小学校低学年 国語・書写・道徳は、全てが紙の教科書を望む回答割合が10%を超える

◎ 小学校高学年以上では、教科によっては、全てがデジタルの教科書を望む回答が一定割合存在（10%以上）

例）小学校高学年の図画工作、中学校の地図・美術・技術・保健体育、高等学校の情報・理数探究基礎・看護

3. デジタル部分に対する 検定の仕組みの整備

1 デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について

文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

<検定審査の基本的な考え方>

制度改正によってデジタルな形態を含むこととなった場合も、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材としての教科書の役割は変わるものではないことから、現行の検定基準に照らして、扱われる内容が適切であるかを審査することを前提に、デジタルコンテンツの性質を踏まえ、新たに追加すべき観点を検討する

<教科書として適切なデジタルコンテンツの内容>



現行基準の要件に加えて、以下を満たすことを求めています。

- 教科の本質的理解の獲得に資するものであること
- 学習における活用目的・活用方法が明確であること
- 授業時数の中で学習活動を行うことが想定されていること

例えば、

- 図形やグラフを変化させる操作によって、試行錯誤しながら視覚的に学ぶことができるシミュレーション
- 実験や観察を安全かつ効果的に実施することに資する、器具の使用方法や手順を解説する動画
- 楽器の奏法、材料や用具の扱い方など、技能の習得に資する動画
- 発音を繰り返し聞くことができ、聞くことや話すことなどの資質・能力の育成に資する外国語の音声

など

<教科書に掲載が可能な機能等>

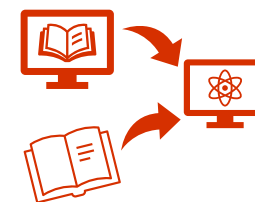
- 児童生徒の入力や操作に対して出力される結果の適切さ、正確さを、教科書発行者が確実に説明することができ、検定審査においてこれを確認できるものに限定することとしてはどうか。
- AIの教科書への搭載の可能性については、今後の技術の進展を踏まえるとともに、当面、以下のような観点について整理が必要ではないか。

- 教科書へのAI搭載の必要性
- AI自体の性能や信頼性、出力結果の適切さ、正確さを担保する方法
- 教科書検定の意義・役割との関係の整理
- 教科書検定においてどのような基準、方法、体制で審査を行い得るか

など

<教科書としての掲載の在り方>

- 教科書として掲載可能なデジタルコンテンツ等は、教科書発行者の責任において編修・管理できるコンテンツに限定し、外部ウェブサイトや教科書外の教材へのリンクは認めないこととしてはどうか。



- 学習指導要領に示す内容は、文字及び静止図画で不足なく取り上げることとし、その上で、動画等のデジタルコンテンツは、文字及び静止図画による内容と密接な関連を有するものであることを要件としてはどうか。

教科書検定の改善に関する方向性（骨子案）の主な内容

デジタルの「機能」の 審査方法



- 音声読み上げ、文字の拡大・縮小など、教科書の記述内容の変更を伴わない「機能」は、検定においては、搭載している機能の一覧を提出させるなど、機能の有無・目的の確認にとどめ、動作確認等は行わないこととしてはどうか。

動画・音声の「内容」に係る審査方法

動画について



- 動画は再生に要する時間が決まっていること、現行の二次元コード先には教科書の内容にはそぐわないものも含め、多種多様な動画が大量に掲載されていることなどを踏まえ、動画の総量の上限を定めることとしてはどうか。

その際、以下のような教科の特性を踏まえて、種目ごとに上限の時間数を定めることとしてはどうか。

- 技能の習得にあたって動画の活用が特に有効と考えられる教科
- 観察・実験を通して学ぶことが重要である教科
- 言語活動の充実に向けて動画の活用が効果的と考えられる教科
- これら以外の教科

音声について



- 外国語における音声の正確性及び表現については、申請時に当該教科書に掲載する外国語音声に関する方針の提出を求めた上で、

- 音声に客観的に明白な誤りがないこと
- 発達段階を踏まえ当該音声を活用した学習のねらいの達成に支障がないこと
- 音声表現がその外国語として通用するものであること

を要件としてはどうか。

デジタル部分を含む教科書の構成について

- デジタル部分についても、ページ番号を振って区切ることを要件としてはどうか。

- ハイブリッドな形態の場合には、紙とデジタルの役割分担の下で使い分ける構成が望ましく、紙とデジタルに同一の文章等を重複して掲載することは、真に必要な場合に限定して認めることとしてはどうか。



その他

<訂正申請について>

検定後の教科書のデジタル部分の訂正は

- 誤記、誤植等の軽微な訂正は、文部科学省の承認を得次第、随時反映

- 統計資料の更新など学習内容に影響のある訂正は、単元の途中で頻繁に更新されることで学習に支障が生じないよう、長期休暇中の時期等に限って反映することとしてはどうか。

<審査体制について>

デジタルコンテンツに特化して確認を行う専門委員を追加して委嘱するなど、審議会の体制を充実することとしてはどうか。



2 その他の教科書検定に関する諸課題について

誤記誤植など欠陥を減少させるための編集・校正体制の在り方

- 検定済みの教科書の正確性を担保するため、検定後、採択・供給の間も発行者の編修・校正体制を明確化することとしてはどうか。
- 発行者に対して、デジタルツールの活用を含む効果的な著作編修の方法等を取り入れることを促してはどうか。

4. 新たな教科書のデジタル部分 に係る「標準仕様」の策定

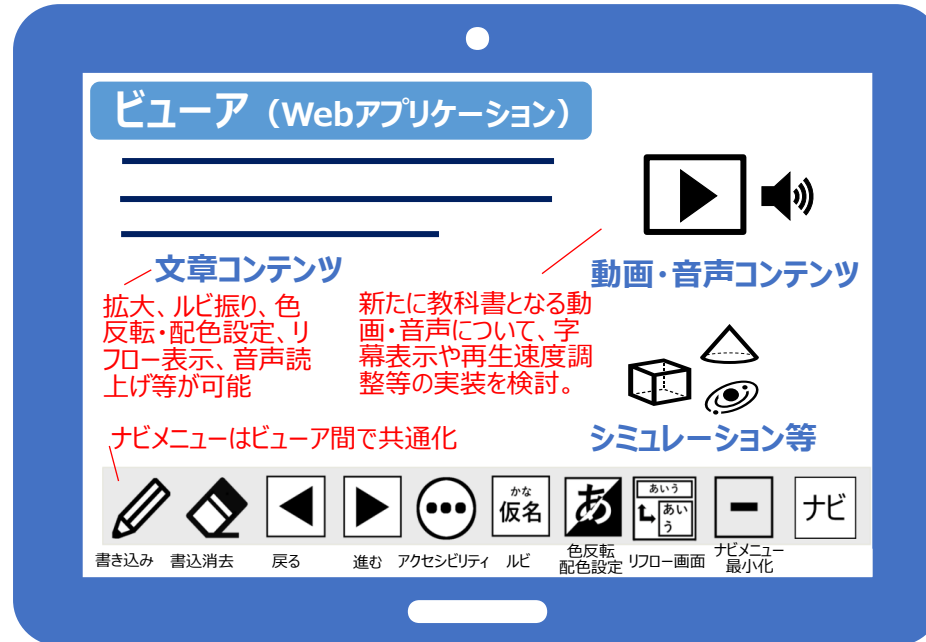
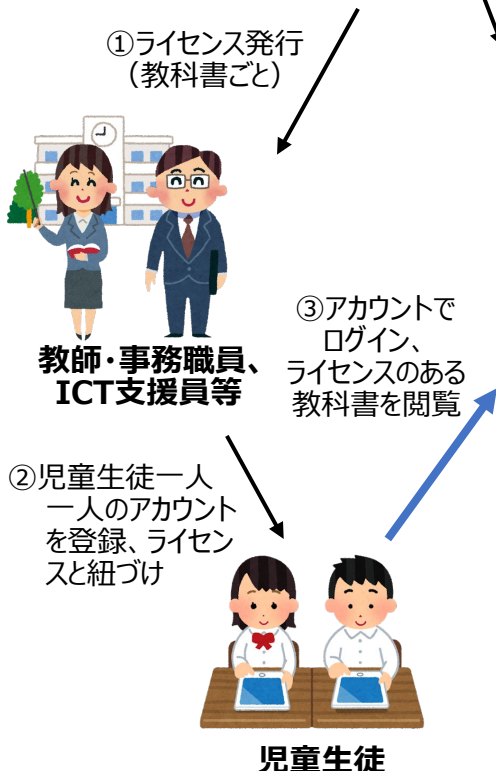
デジタルな形態を含む教科書の配信基盤（ビューア）

- 現行のデジタル教科書（教科書代替教材）の閲覧・操作に当たっては、コンテンツの流出防止やアクセシビリティ確保のため、Webアプリケーションである「ビューア」へのアカウント登録・ログイン等が必要。
- 制度改正後の「デジタルな形態を含む教科書」のデジタル部分の閲覧に当たっても、ビューアの活用が想定されるため、標準仕様等調査事業（R7補正）により標準仕様の改訂を行うほか、R9概算要求でアカウント一括登録の調査研究を計上。



〔主なビューア〕※ビューアごとに対応する発行者が異なる。

Lentrance 東京書籍、三省堂 超教科書 帝国書院、啓林館等 みらスクPF 教育出版、学校図書等	まなビューア 光村図書等 エスビューア 数研出版 つばさブック 大日本図書
---	---



GIGA端末 (Microsoft Windows 端末、Google ChromeBook、iPad)
※文部科学省ではGIGA端末に最低限必要なスペック（「最低スペック基準」）を定めている。

現行標準仕様における要件

【1. 機能要件】

- ①ユーザー管理等関係
共通CSVファイルによるアカウント登録・管理、ライセンス管理、SSO認証等
- ②アクセシビリティ関係
拡大、ルビ振り、色反転、リフロー表示、音声読上げ等による学習上の困難軽減
- ③UI関係
ナビメニューのUI標準化
- ④他システム連携
クラウドサービス、デジタル教材との連携
- ⑤ログ管理
通信エラー等、配信基盤としての質の担保に必要なシステムログを管理

【2. 非機能要件】

24時間365日稼働、BCP対策やバックアップの実装、同一ビューアの場合の転出入時データ移行

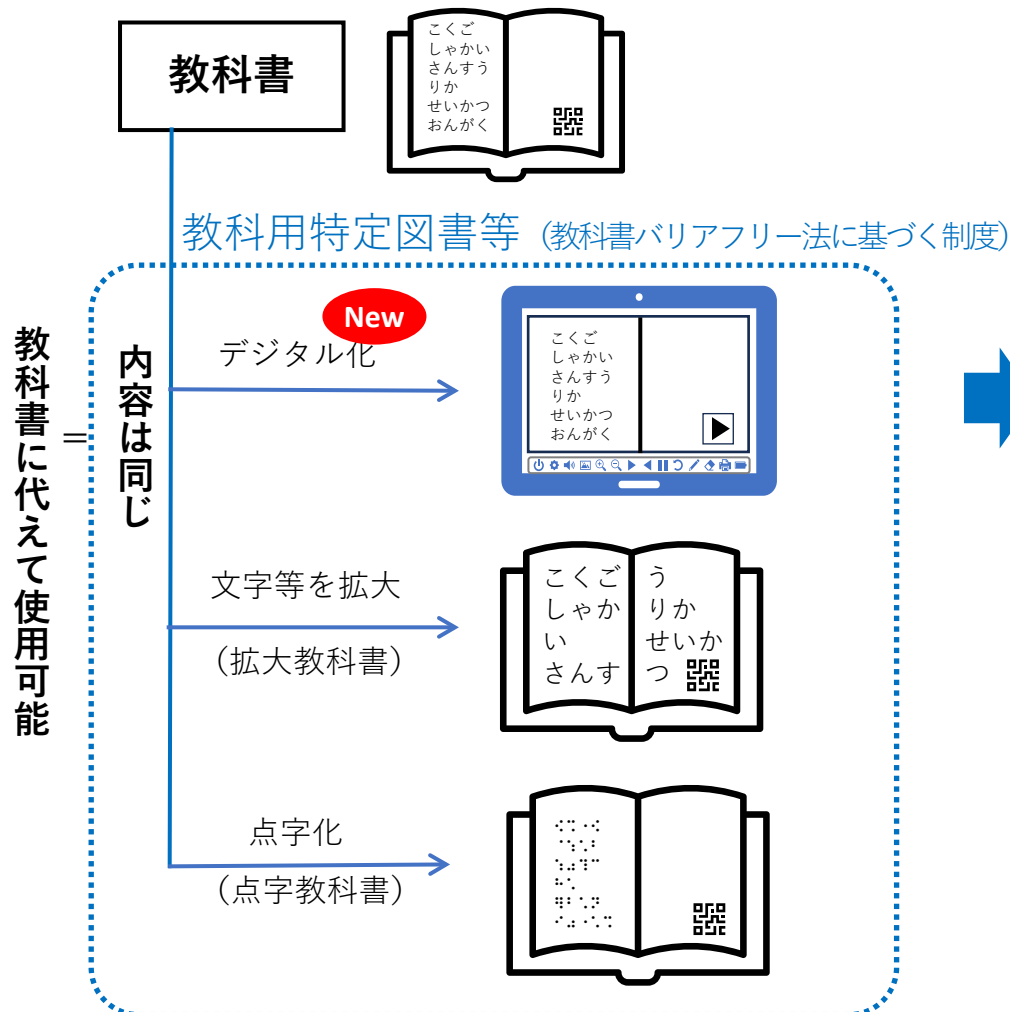
改訂により追加する要件（検討中）

- ①通信障害発生時、ライセンス期間終了後の閲覧のための機能
印刷、ダウンロード等
- ②コンテンツの拡散防止のための機能
使用ログの記録、DRMによる操作制限、電子透かしによる利用者情報の付与等
- ③コンテンツの表示、操作等
動画・音声の字幕表示、再生速度調整等

5. 学習障害等のある 児童生徒への対応

学習障害等のある児童生徒への対応

- 「デジタルな形態を含む教科書」では学習上の困難が十分には解消されない児童生徒を対象に、学校教育法等と併せて改正した教科書バリアフリー法により、一般の教科書と比べて高いアクセシビリティ機能のデジタル版の無償給与を実施する方向で検討中。
- 今後、高いアクセシビリティ機能のデジタル版について、標準規格の策定を予定。



学習が困難な児童生徒にとって



- デジタルな形態を含む一般の教科書と比べてより高いアクセシビリティ機能
 - ・例えば、単なる音声読み上げ機能だけでなく、多段階の速度調整機能やハイライト表示機能等
 - ・法に基づく「標準規格」を国が策定し、発行者に対して適合したものの発行を促すことが可能
- 一般の教科書に代えて、高いアクセシビリティ機能のデジタル版を選択して無償で利用できる
- 現行のデジタル教科書のような購入手続き上の煩雑さが無い
 - ・一般の教科書と同じように国が購入
 - ・一般の教科書と同じタイミングで使用できる